

下水道工事における給水管の支障移設工事の取扱いについて

(平成 5 年 3 月 10 日事務連絡)

(最近改正 令和元年 5 月 31 日)

標題について、配水管工事に伴う接合替の場合、「申請者施工による配水管工事に伴う接合替工事の事務処理について」により処理を行ってきたが、給水管のみの支障移設については届出がなされていなかった。今回、下水道局より「水道給水管の支障移設協議について」の申し入れがあったので、今後、給水管のみの支障移設については、別紙のとおり取り扱います。

なお、申請者施工による配水管工事に伴う接合替は、従来通り「申請者施工による配水管工事に伴う接合替工事の事務処理について」により処理する。

附則

この規定は、令和元年 6 月 5 日から実施する。

(別紙様式)

担当 課長		担当 係長	
----------	--	----------	--

監督員

所 属(水道センター)

氏 名

年 月 日

大阪市水道局長

申請者

給水管移設工事竣工

工事名称

工事場所

移設ヶ所数

工事施行業者 (TEL)

()

本市監督員

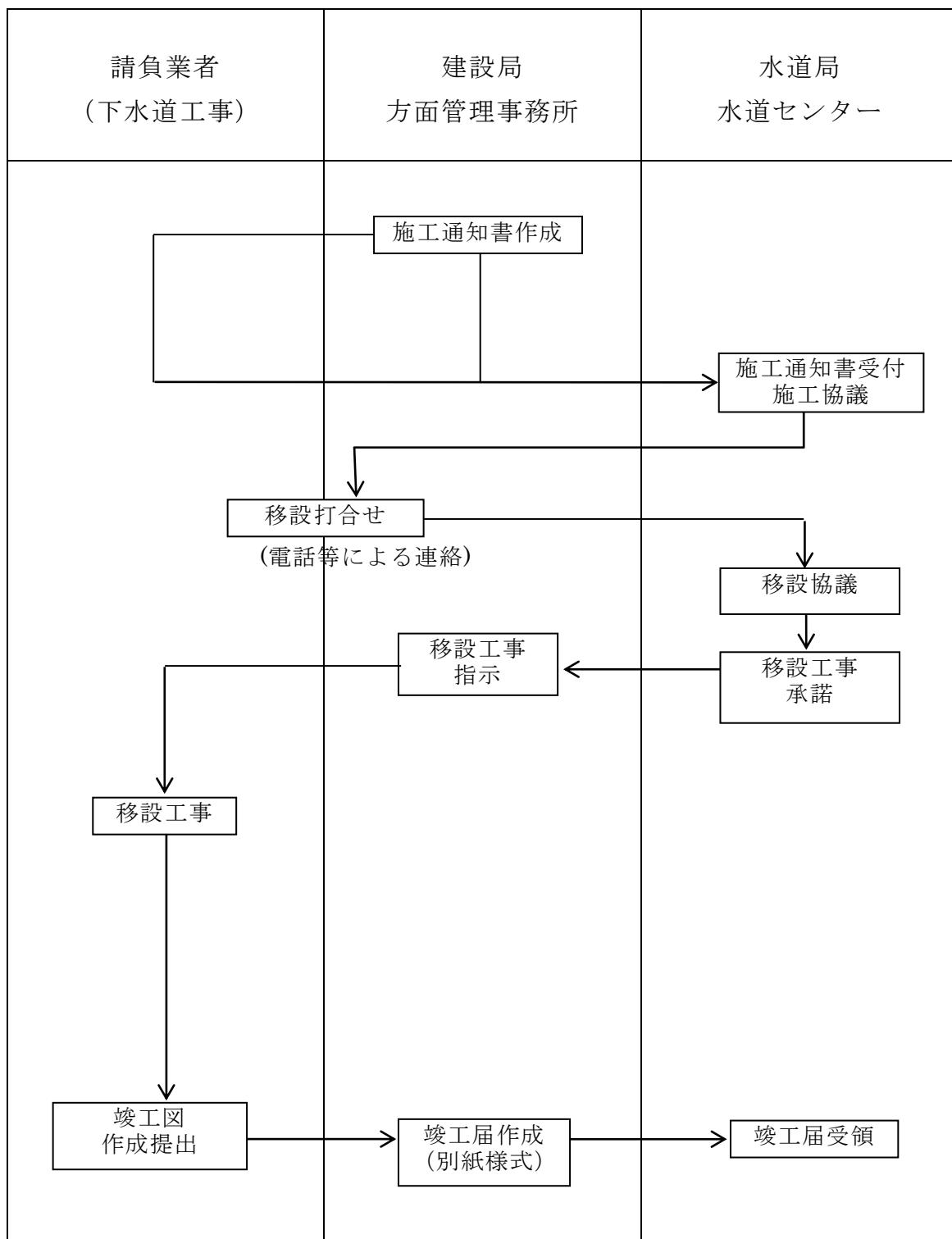
工事期間 年 月 日～ 年 月 日

(位置図、竣工図2部添付)

本工事の竣工を認める。

年 月 日

下水道工事における水道給水管移設実施フロー



注：申請者施工による配水管工事に伴う給水管の支障移設工事は、大阪市水道局の
給水装置改良工事契約業者にて施工